

大和市公告第134号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第19条第1項の規定により大和市下福田地区土地区画整理組合設立準備会から申請があったので、施行地区となるべき区域を次のとおり公告し、及び、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第68条の規定により当該区域を表示する図面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、平成27年10月26日から1月以内に大和市長に対し、その借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）で定めるところにより、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

平成27年10月26日

大和市長 大 木 哲

1 施行地区となるべき区域

大和市福田字甲四ノ区622番1、623番1、623番2、623番5、624番1から624番3まで、626番、627番1、630番1、631番、634番、635番1、638番1及び639番並びに福田字甲五ノ区899番3、919番1、920番1、921番1、921番2、922番から924番まで、925番1、926番1、927番1、928番1、929番から932番まで、933番1、933番3から933番7まで、934番1、934番3から934番5まで、935番1、935番3から935番5まで、936番1、936番3から936番6まで、937番1、937番3から937番5まで、937番7、937番8、980番1、980番2、981番1、981番2、985番から988番まで、989番1、999番から1007番まで、1008番1から1008番3まで、1009番1、1009番5、1011番1、1011番2、1011番4、1012番から1020番まで、1021番1、1022番1、1023番1、1024番1、1025番1、1026番1、1027番から1034番まで、1035番1、1036番4、1041番3から1041番5まで、1041番7、1042番3から1042番5まで、1043番3から1043番5まで、1044番3から1044番6まで、1045番3から1045番5まで、1045番7、1046番1、1046番3から1046番5まで、1046番7、1046番8、1047番3から1047番6まで、1048番1、1048番3から1048番5まで、1049番1、1049番3から1049番5まで、1050番1、1050番3、1050番4、1050番6、1051番から1054番まで、1055

番1、1056番1、1056番2、1057番から1063番まで、1064番2、
1074番1、1075番3、1239番2、1239番6、1239番12、1240番1、
1240番2、1241番、1242番及び1243番1

2 施行地区となるべき区域の縦覧場所

大和市街づくり計画部街づくり推進課

3 縦覧期間

平成27年10月26日（月）から同年11月9日（月）まで（午前8時30分から午後5時
15分まで）。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17
8号）に規定する休日を除く。